

平成22年国勢調査の企画に関する検討会（第3回）議事概要

- 1 日時 平成19年3月28日（水）10時00分～12時00分
- 2 場所 総務省第2庁舎 3階第1会議室
- 3 出席者
構 成 員：堀部政男座長、阿藤誠委員、井出満委員、廣松毅委員
オブザーバ：小野島正彰（東京都総務局統計部人口統計課長）、桐生敏夫（横浜市行政運営調整局総務部総務課統計等担当課長）、千原重利（豊中市総務部次長兼情報公開課長）
総 務 省：高橋正樹統計調査部長、飯島信也調査企画課長、千野雅人国勢統計課長、高見朗経済基本構造統計課長
- 4 議題
 - (1) 平成22年国勢調査第1次試験調査の実施計画について
 - (2) 政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)について
 - (3) 平成22年国勢調査関係者会議について
 - (4) その他
- 5 配布資料
 - 資料1 平成22年国勢調査第1次試験調査 実施計画（案）
 - 資料2 政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)について
 - 資料3 平成22年国勢調査関係者会議について（案）
 - 参考 平成22年国勢調査の実施までのスケジュール(案)
- 6 議事の概要
 - (1) 事務局から第2回検討会における意見及び地方公共団体との意見交換結果を踏まえた「平成22年国勢調査第1次試験調査の実施計画案」について資料1に基づき報告がなされた後、意見交換が行われ、同案は了承された。また、第1次試験調査の実施後、その状況を検討会に報告することとされた。
委員からの主な意見等は次のとおり。
<調査方法について>
 - 調査困難地域の基準は設定しにくいと思うが、どのような判断に基づき設定するかとの質問があり、今回の試験調査では、建物1棟でいくつかの調査区を構成しているオートロックマンション等の地域、ワンルームマンション等の単身世帯が多い地域、外国人の多い地域を調査地域として選定しているとの説明があった。

- 申告義務があることや調査により得られたデータは国民の共有財産であることを効果的に周知することはできないかとの提案があった。
- 調査票甲の「事業の種類」欄及び「仕事の種類」欄の選択肢を増やすことができないかの提案があり、今回の試験調査の結果をみて、第2次試験調査以降で検証する予定との説明があった。
- 調査票甲の「事業の種類」欄及び「仕事の種類」欄が正確に記入できるような工夫が必要との意見があった。
- 配布期間延長型と配布期間従来型の調査方法により、調査活動に対する調査員の意気込みに影響することのないよう、調査員に対する趣旨説明をていねいに行う必要であるので説明の仕方を工夫すべきとの意見があり、調査員説明会を別々に開催するなど工夫したいとの説明があった。
- 今回の試験調査の回収状況や記入不備の状況についてどのように評価するのかとの質問があり、平成17年国勢調査等の過去の調査と比較することを考えているとの説明があった。
- 調査方法について、調査票の郵送提出に変更することに伴い、調査票記入の抵抗感を払拭でき記入不備が減少することも想定されるが、一方で調査員を介さない回収方法となるため、記入不備が増加するという懸念もあるので、調査票の記入不備の状況をきちんと把握してほしいとの意見があった。
- 調査困難な地域に対する広報についての質問があり、今回の試験調査では、予算上の制約や調査地域が限られていることなどから広域的な広報を行うことは困難であり、マンション管理関係団体等への協力依頼などを行いたいとの説明があった。
- 郵送提出により指導員事務が増大することが考えられるので、その事務量を検証してほしいとの意見があり、第2次試験調査で指導員事務も含めた検証を行う予定であるとの説明があった。
- 「バーコード」を利用した調査票の回収状況の把握のためのシステム(ソフトウェア)についての質問があり、統計局からソフトウェアを提供するとの説明があった。

<世帯アンケートについて>

- 国勢調査の意義や申告義務についての認識度合いを把握することを検討してはどうかとの意見があった。
- 統計データの2次利用に関する世帯の考えを把握できないかとの意見があった。
- これらの意見に対し、第2次試験調査の世帯アンケート等に反映するよう検討したいとの説明があった。

<郵送提出用封筒について>

- 郵送提出用封筒に記述する内容は変えずに、文字の大きさなどを地方公共団体の裁量で変えることは可能かとの質問があり、実施市区町の意見も

聴取して検討したいとの説明があった。

(2) 事務局から政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)について、資料2に基づき説明がなされた後、意見交換が行われた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- オンライン調査に当たり、本人確認として電子申請と同様に公的個人認証サービスの住基カードの利用について検討したのかとの質問があり、調査員が各世帯を訪問することで調査対象者本人の確認ができるので、公的個人認証サービスを利用することは考えていないとの説明があった。
- 調査対象者が持つべき最低限のパソコンの機能についての質問があり、マイクロソフトがサポートしているオペレーティングシステムの範囲を想定しており、現時点ではウィンドウズのX Pと2000に対応しているとの説明があった。
- 記入不備のある調査票の送信を可能とする場合、その照会を調査員が行うことは世帯側に抵抗感があるのではないかと、また、オンライン調査におけるチェックの度合いをどの程度とするかについての検討が必要との意見があった。
- オンライン調査システムの事前準備作業としてどの程度の期間が必要かとの質問があり、電子調査票の作成だけでも4か月から5か月くらいかかるとの説明があった。

(3) 事務局から平成22年国勢調査関係者会議について、資料3に基づき説明がなされた後、意見交換が行われ、同案は了承された。また、次回検討会で状況報告をすることとされた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 平成22年国勢調査に限定しないで、恒常的な会議としていくことも考える必要があるのではないかととの意見があった。
- 労働組合、統計学会等もメンバーに入れることを検討してほしいとの意見があった。
- マンション管理会社は大きいマンションが主なので、小規模なアパート等についての対策を考える必要があるのではないかととの意見があった。
- 地域によって温度差があると考えられるので、地域特性に応じた協力体制作りの方法も考える必要があるのではないかととの意見があった。

(4) 事務局から平成22年国勢調査の実施までの主要スケジュールについて、参考資料に基づき説明がなされた。

(5) 次回は平成19年6月11日(月)15時00分から開催予定。